

模を考へる、こゝう考へ方ではなしに、本年の歳出予算において、国としてどれだけ必要とする経費があるか、これを裏づけるには税収その他の収入でどう調整するかつまり歳入を土台とせずに、歳出を土台にして税収が組まれておる経過をわれ／＼は見せつけられて来ておりますが、さういふ立場に立つて本年の税制というものは考えられたのではないのですか、それを伺いた

○渡辺政府委員 予算を組みます場合におきまして、まず出るをはかつて入るを制するか、入るをはかつて出るを制するか、こゝういつたような問題があり得るわけでありまして、御承知のように、昔から財政学者は、私経済の場合には入るをはかつて出るを制する、公経済の場合には、出るをはかつて入るを制する、こゝういつたようなことが普通の考へ方だということを言つておると思ふのでございまして、従ひまして政府におきまして、どれだけ経費があるかといふことをまず考えまして、同時にそのためにはどれだけ歳入をあげるべきか、こゝう考へ方でものを考へて行くというのが通常の姿だろゝと思つております。ただ現在のやうな状態でございまして、租税の負担が相当重くなつておりますがために、ただ入り用なものなら全部それを税で収入すべきだといつたやうな考へ方は、これはなか／＼許されな

提案してあるやうな予算案が編成された次第であります。

○井上委員 現在の国民の負担能力といふものが非常に限界に来ておる、特に所得税関係においては非常に低額所得者に重税を課しておるというところから、できるだけこれを軽減をしなければならぬ、こゝういつつの線を出しておる事実から考へてみても、わが国のやうに、たとえば月収二、三万のものを取上げてみますと、所得税全体の課税人員のほとんど九割に近い人員をこれによつて占めておる。いかに少額の者に税が均等的に重課されておるかといふことが明白でございまして、そこでどうしてもこれらの者から免税せなければならぬ、減税せなければならぬといふ立場から考へます場合に、当然財政支出の面において相当圧縮を必要とするといふ線を強力に打出すべきであるにもかかわらず、やはり歳出の面で、これ／＼のものはどうしても国全体として責任を持たなければならぬといふ線をまずきめられて、その裏づけ財源をどうするかといふところから、たとへば本年のやうに、一部低額所得者には減税の処置を講じたけれども、その見返りに間接税を増徴する、あるいは新税を設定する、こゝういふ矛盾がまゐるやうな方があるといふことが、正當な税制のやり方とお考へになりますか、これを伺ひたい。

は、やはり国民に負担していただく以外にない。従ひまして歳出の面をどの程度圧縮できるか、これはどうしても考へて行くべき事項だと思ひます。同時にあれもやりたい、これもやりたいといつたやうな希望は、さらに多々あるのでもありますが、一面におきましては、国民の負担といふものを考へ合せて、その両者の見合いにおいて、とにかく不要不急の仕事はできるだけこれを延ばす、それによつて国民の税負担をできるだけ軽減する、こゝういつたやうな趣旨のもとに予算が組まれて行く、これはさうあつてしかるべきものだと思ひます。

それから、なるほど現在の低額所得者の方の負担は軽減したが、同時に片方で新しい税金なり、あるいは古い税金の税率の引上げを行つてゐるが、それでいいのか、こゝう御質問のやうに伺ひましたが、今度の直接税における減税の中心をなしておりますのは、所得税、それも低額所得者にその軽減が大きく響きますやうな、基礎控除、扶養控除の引上げであります。他面増税の方におきましては、主として奢侈的な消費、あるいは高級的な消費——砂糖はどうだといふ御意見がございまして、これは国際収支の面から考へまして別の理由も考へられますので、さうしたものを特に選びまして、これは消費の選択も可能でありますから、さういつた意味の負担をふやし、同時に片方で負担過重と思われまゝ低額所得者の負担を軽減して行く、こゝう考へ方は、私は一つの許され得る考へ方であると思ひます。

○井上委員 いま一つ、今度政府が国税移管をしようとする入場税の問題、さらに遊興飲食税の問題について、政府は昨日も、いわゆる地方財源が偏在しておるので、できるだけこの偏在を均等化するという建前に立つて、国税に移管することが妥当だ、こゝういふ説明をされておるのですが、この遊興飲食税並びに入場税は今から三、四年以前には、確かに国税としてこれは一応とつておつたのであります。国税としてとるのを徴税技術上、諸般の必要から、当時の政府はこれを地方に移管した。そのときは地方の財源の偏在も問題にせずに、今日になつてそれが大きな偏在になつておるといふ理由のもとに、これを移管して参つたのであるが、一体さういふ都合のいいときは地方にまかして、また都合のいいときは政府に取返す、そんなことが税制上妥当なやり方とお考へになりますか、どうお考へになりますか。

○渡辺政府委員 お話のやうに遊興飲食税、入場税につきましては、二十二年までは遊興飲食税が国税としてあつた。それから二十三年までは入場税が国税としてあつた。当時におきましては交付税の制度がありまして、その半額を地方に人口割とかその他の基準によつて交付してゐた。こゝういふ姿であつたのであります。その当時の地方財政の状況などから見まして、これを地方税に独立税として移したわけでありまして、ただその後におきまして、御承知のやうにシャウプの勧告による地方税制の大きな改革がありました。それまでは、たとへば事業税のほかに所得税の附加税がありまして、割合にその偏在の度が打消されるやうな税制になつてゐたのでございまして、シャウプの税制改正によりまして、事業税、入場税、遊興飲食税を府県の財源とし、固定資産税、市町村民税を市町村の財源にするといつたやうな、はつきりした線が打出され、同時に交付税のかわりに平衡交付金の制度ができた。その後の結果を見て参りますと、どうしてもやはりさうした偏在の度の大い、税収が大都市に非常に集まるという姿が顕著になつて参りましたので、一応占領の終りました後におきまして、もう一ぺん全体を見直して見ようといつたやうな観点から見直して見た一つの結論としては、入場税はやはり一応国で徴収しますが、その九割を人口割で地方に交付する、こゝうすることが、結局タバコ消費税などを地方財源として地方に新しく与え得る基礎を築くものでありますし、ぜひとも必要である、こゝういふ結論に達したわけでありまして。

○井上委員 もし地方に特殊な税が偏在をしてゐるからという理由で、これを国税に移管するといふことになる場合は、当然全体的な財政相模を考へなければならぬことは、昨日申し上げた通りであります。特に私もおかしと思ひますのは、この入場税を今度国税に移管したのかかわらず、これが表面税収入として予算に計上されておる。これを九〇％地方に還元するといふ名前のもとに、交付税の特別会計の中にこれを繰入れる、こゝういふことで一般会計へ入つて来る税収を、トンネル会計をつくつて、それから地方へ持つて行くといふ行き方をとつてゐる。何ゆゑにこれを一般会計へ入れて悪いのです。そしてまたどういふわけでさういふ手続をとらなければならぬのです。さうしてあと一〇％を何ゆゑに

雑収入へ入れなければならぬのです。はつきり税目として予算にあげておくべきであるにもかかわらず、何ゆえに雑収入の中にほり込まなければならぬのか。思うに、これは全体の予算額が一兆といふことだから、一兆以内の予算を組もうという立場に立つて——この百九十何億という入場税が国税として上つて来ます場合には、それだけ歳入の面における金額が増徴になつて参りまして、一兆を越す。そこで一兆以内の歳入歳出のつじつまを合すために、ことさらに特別会計を設けて、全体のつじつまを合す一つの隠し財源としてこれを載せておるのじやないか、こういう疑いさえわれ／＼は持つのです。一体どういうわけで国税として正式に徴収する税目を、相当多額な国税収入であるにもかかわらず、国税の費目の中へ盛らないのですか、それを伺いたい。

○渡辺政府委員 入場税は、昨日来申し上げておりますように、国において徴収いたしますが、これはやはり地方の財源であるという趣旨をはつきり表わす意味におきまして、その受入れる会計を一般会計にしないで特別会計の方に受入れる、こういうことにしたのでございます。かつて昭和十五年の税制改正当時に、地租、家屋税を地方財源に全部移しましたが、その場合におきまして、やはり課税標準を統一する必要があるという趣旨におきまして、国で全体の地租の四分の一を徴収し、その四分の一と同額の地租附加税を府県税の附加税に徴収し、それからさらに国で徴収した地租の二倍相当額を市町村の地租附加税で徴収した、こういう事例がございますが、その場合において、やはり地租は国で徴収いたします

が、財源としては当然あとでその地租の徴収されました府県に還付した。その意味におきまして、還付税特別会計の方に直接繰入れたという事例がございます。同じような趣旨をもちまして、これは国で徴収はするけれども、財源としては地方財源である。その趣旨をはつきりいたします意味におきまして、一般会計へこれを入れて九割を繰入れるという姿をとりましますよりも、特別会計へ直接入れるという姿をとつた方が、その点ではつきりするのじやないかというので、特別会計へ収入するという手段をとつたのであります。今申しましたような関係で一割だけ繰入れてございませんで、一割相当額の繰入れであるという意味において、これは一般会計の方では徴収という意味でなしに、雑収入としての繰入れという姿をとつたわけでございますが、何で一割を国でとるか、これはいろいろ考えた方があると思ひますが、私は主として入場税の徴収という問題になりましてした場合におきまして、それが全部地方の財源であるがゆえに、国の役所である徴税官庁が非常にルーズなといひますか、よその仕事だといふような考え方で仕事をしているといふうな感じになるのもいかにであらうか、やはり一応国とも直接ある程度の結びつきがあるのだといふこと、あるいは徴税費も多少いるからといつたようなことなどを考へまして、一割は繰入れていただく。しかしその最後の結末は、片方で交付税で所得税、法人税、酒税等の収入の一定の割合を今度地方へ割合をきめまして交付しますが、その出し入れの形におきまして、国へ一割繰

入れた分のしりは、所得税、法人税、酒税の割合をそれだけ高めることによつてつじつまがつくようになつておりますので、そのために地方に特別な負担をかけるというのではないという措置は講ずるつもりでございます。

○井上委員 いずれにしましても、政府は最初これを徴収税として一般会計に入れておつたのであります。それを途中から特別会計を設けるということに変更されておるのです。これは事実なんです。そこへへんてこなものがうかがわれるわけです。それであなたは九〇％を地方にプラスしてやるようなお考えのように盛んに説明されておるけれども、そのやつた分だけは平衡交付金の方において差引いておるのじやありませんか。そうなつておるのです。現実にはこれだけプラスして行くのじやないのです。交付されたものは、それだけ平衡交付金の方において差引いておるのです。そうしたら、当該配付を受ける県にしてみれば何もうプラスにならないうじやないのですか。地方財政の確立にならぬじやないのですか。差引ゼロです。それなら、そんな複雑な手数をかける必要はない。それだけ余分に受けたいやうなところ、それだけ地方財政も確立して行くといふことになるけれども、それでは意味がないじやないか。またたなるほど現に東京、大阪その他の大都市には、入場税、遊興飲食税が偏在しておりますが、しかしそれだけ大きな財政をかかえて大きな財政支出を必要としておるのです。人口が八十万や百万の府県と数百万の府県と同じような建前には立てません。これはもう当然のことです。そういう点から考え

てみても、まつたくごまかしにすぎぬ。ことさらに税制をいじり倒すとしかわれ／＼には考えられない。特に私が昨日質問をいたしております点について明確な答弁がございませませんが、一体入場税に対して他の税率との関係をどうお考えになるか。一体映画、演劇その他をぜいたくなものと考へておるか。勤労大衆のやむにやまれぬ娯楽、慰安の機関と考へておるか。そこをどうお考えになつておるか。他のものに對しては相当大幅に免税点を引上げて安い課税をしておきながら、入場税には不当に高い課税をするといふのは一体どういふことですか。他の税との関係等において均衡がとれていないじやないか。その点に對する明確な答弁を願ひたい。

○渡辺政府委員 まず第一に、当初の案におきましては一般会計へ入れていたじやないか、それを要するに、現在の予算案では特別会計の方にに入れていくじやないか、それがふに落ちないといふ御質問であります。これを一般会計に受入れて、九割を特別会計の方に繰入れる方法をとるべきか、あるいは特別会計の方へ全体を繰入れまして一般会計へ一割を繰入れるべきか、これは実は当初から相当議論のあつたところでございませう。しかし結論的に出ましたところは、とにかく大部分は地方の方へ人口割で配付して行く税金でありますし、九割までも地方に行く税金でありますから、これは、むしろ一般会計へ繰入れてそれからあらためて九割を特別会計へ繰入れるよりも、当初から特別会計へ繰入れる方がいいではないかという結論になりました。現在のような結果が出たわけでありま

す。

第二点は、結局どちらにしても、入場税が行けばそれだけ平衡交付金なり、あるいはそれに代る交付税が減るではないか、従つて地方の方には何らプラスはないじやないかという御質問でございますが、その結果は確かに間でございますが、その結果は確かに間でございます。ただ現在地方が要請しておりますものは、地方財政として必要な金額をたくさん確保したいといふ要請のほかに、とにかく地方が自分でもつて安心してこれにたより得る、独立した財源をほしい。あるいは、少くとも地方が当初予算を組むときに計算に入れ得る財源をほしいといふことにあるわけでありませう。平衡交付金をできるだけたくさんふやしてやるという手段さえあれば、地方には独立税はあまりいらぬじやないか、こつたつたやうな議論に對しまして、地方団体はそれは地方自治を確立して行くゆえんじやないのだ、地方が要求しているのは、国からいわばあてがい扶持のようにもたらう金じやなくて、地方の当然の権利といふか権限といふか、地方として独立税なり、あるいははつきりした姿においてこれを確保する財源がほしい、こつたつた要請が、単に地方の方からたくさん金がほしいといふ要請のほかに、それと並びまして非常に強い要請としてあるわけでありませう。それがもしないなら、結局地方の独立財源のような問題は、平衡交付金さえふやせばいいじやないかといつたことで問題は片づくと思ひますが、いや、そうじやないのだ、平衡交付金のような姿でありませうと、地方としてはどうしても中央に支配される傾向が大きくなる、しかも一体平衡交付金を幾らくれるかといふこ

とが、なか／＼時間がかららないとわ
かりにくい、どうしてもわれ／＼とし
てすぐにはたより得る財源をほしい、こ
れが地方の一つの要請であります。従
つて今井上委員のおつしやいました結
論は同じじやないか、これは確かにそ
うであります、第二の要請であります
、地方としてできるだけ信頼できる
財源をほしいという要請に對しまして
は、片方でそうした偏在の度の低いタ
バコの消費税を与える、同時に入場税
のようなものを人口割に与えるとい
うことによつてやる方が、平衡交付金
のような姿でやる金額をできるだけ小
さくする役に立つわけでありま

わけてやるということが財源偏在を是
正するゆゑである、かように考へて
いるわけでありま

となんです。あした出るかどうかはま
だ未定であります、先ほどから愛
知、小笠原兩大臣に對しまして、出席
を求めております。

いならば、その資格を持つてここに参
りなさい。一主税局長にそういうよう
な答弁をゆだねて、國の一般財政、
さらにまた重要な平衡交付金と地方行
政財政との関連を主税局長に答弁を
ゆだねて、責任者が出来ないうとい
うことはなほだもつてけしからぬ。従つて
私はただいま福田委員からお話のあつ
たように、重要議案はそれ／＼大蔵当
局の最高責任者が官房長並びに事務次
官がそろつてここに御出席になるま
で、一応質疑を打切ることに賛成をい
たします。しかしながら散会という問
題につきましては、これは御承知の通
り十二時を期して行ななければならぬ
採決もありますので、しばらくその趣
旨によつて休憩せられんことを望みま
す。時間が参りましたら、懸案の決議
の採決をいたされたいということを動
議として提出いたします。

動議が提出されておりますので、この
動議を採決いたします。本動議に賛成
の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○千葉委員 起立少数。よつて本
動議は否決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十六分散会

入場税を一体どうしように考へてい
るか。映画、演劇等を見ることが、これがや
はり大衆娯樂として当然許さるべきも
のだというふうには考へております。
ただ現存の税負担の全体を考へて参り
ますと、なか／＼その簡単な調整がで
きない。同時に現在の地方税が、従来
は五割の免税点もない税率でずつと過
ぎて来ている。そういうことを考へて
参りますと、全体の調節を考へること
はできるだけやりたいとは思ひます
が、今申しましたように、これは地方
の財源であるといふところに特殊な性
格もありますし、従つて現在の収入を
得ている程度において國で徴収する場
合において、可能な限りの税率低下を
はかる措置をとるので、一応財源とし
てはその程度にとどめざるを得なかつ
た次第であります。

○福田(警)委員 議事進行……。昨日
の午前中の理事会の申合せに基いて、
昨日、きょう、あすの三日間に、税制
全般に關する質疑応答を繰返すとい
うことになつておると承りましたので、
どうしても根本的な問題に對して大蔵
大臣の御出席を願つて、そこから質疑
をやらぬことには、枝葉末節にそら
われて、院の内外の諸情勢の關係上、
本関係法案を審議することは非常に支
障を来すといふので、大蔵大臣の出席
を本員は促したのであります、その
後の経過はどうなつたか。一応委員長
にそれを伺ひたい。

○千葉委員 けさはどの理事会でこ
の点を御報告しておいたのですが、ど
うしてもきょうは出られないというこ
となつて、あした出るかどうかはま
だ未定であります、先ほどから愛
知、小笠原兩大臣に對しまして、出席
を求めております。

○春日委員 今のことに關連して……。
私もきつめて同感なのです。現在こ
こに出席できない理由は、予算委員
会の審議に云々というふうな口実で御
出席に相なつておりませんが、そもそ
もわれ／＼が審議しているこの法案
は、これを否決されたならば、予算が
通つたところで実施できないのじやな
いか。根本はこちにある。予算の裏づ
けになる法律を審議する場にその責任
者が立ち会わないで、どうして予算委
員会だけでがた／＼やつておるか。私
ははなはだもつてけしからぬと思ひ
ます。さらにたゞいま井上委員と当局との質
疑応答を伺つておりますが、これは國
の財政一般に關する問題で、予算の組
み方、平衡交付金の問題、そういうよ
うな問題を全部渡辺主税局長が答弁し
ておるが、渡辺主税局長がそういうよ
うな問題を政府の代表として答弁した

○千葉委員 休前に引續いて會議
を開きます。
去る二月三日社会党の春日一幸君よ
り提出されました纖維品課税反對に關
する決議を本委員会の決議とし、議長
のもとに報告するとともに、關係当局
に参考送付すべしとの動議を議題とい
たします。
本動議に關しましては、去る三日
春日委員よりただちに採決すべしとの

一つ、標準的な財政需要として掲げられ
てゐるものは、いろんなファクターを
入れておられます、大体人口一人当り
に必要な経費は、東京といふかとの間
に、それほど大きな開きを見せており
ません。それに対して、たとえば
入場税の例をとつてみますと、これは
二十七年の数字であります、東京
は人口一人当りに對して九百十九円、
大阪が六百九十四円という入場税の収
入になるのに対して、茨城が五十
三円、鹿嶋が九十八円、こういうた
ような差になつておるわけでありま
す。これは人口一人当りの差がそうい
うことになつて、そこに偏在度が非常
に高い。従つてこういうものを一応特
別会計の歳入にあげまして、人口割で

○福田(警)委員 議事進行……。昨日
の午前中の理事会の申合せに基いて、
昨日、きょう、あすの三日間に、税制
全般に關する質疑応答を繰返すとい
うことになつておると承りましたので、
どうしても根本的な問題に對して大蔵
大臣の御出席を願つて、そこから質疑
をやらぬことには、枝葉末節にそら
われて、院の内外の諸情勢の關係上、
本関係法案を審議することは非常に支
障を来すといふので、大蔵大臣の出席
を本員は促したのであります、その
後の経過はどうなつたか。一応委員長
にそれを伺ひたい。

○千葉委員 けさはどの理事会でこ
の点を御報告しておいたのですが、ど
うしてもきょうは出られないというこ
となつて、あした出るかどうかはま
だ未定であります、先ほどから愛
知、小笠原兩大臣に對しまして、出席
を求めております。

○春日委員 今のことに關連して……。
私もきつめて同感なのです。現在こ
こに出席できない理由は、予算委員
会の審議に云々というふうな口実で御
出席に相なつておりませんが、そもそ
もわれ／＼が審議しているこの法案
は、これを否決されたならば、予算が
通つたところで実施できないのじやな
いか。根本はこちにある。予算の裏づ
けになる法律を審議する場にその責任
者が立ち会わないで、どうして予算委
員会だけでがた／＼やつておるか。私
ははなはだもつてけしからぬと思ひ
ます。さらにたゞいま井上委員と当局との質
疑応答を伺つておりますが、これは國
の財政一般に關する問題で、予算の組
み方、平衡交付金の問題、そういうよ
うな問題を全部渡辺主税局長が答弁し
ておるが、渡辺主税局長がそういうよ
うな問題を政府の代表として答弁した

○千葉委員 休前に引續いて會議
を開きます。
去る二月三日社会党の春日一幸君よ
り提出されました纖維品課税反對に關
する決議を本委員会の決議とし、議長
のもとに報告するとともに、關係当局
に参考送付すべしとの動議を議題とい
たします。
本動議に關しましては、去る三日
春日委員よりただちに採決すべしとの